

わかる！遺言・相続

遺言と相続の手引き

行政書士 竹内豊 著

「わかる！遺言・相続」

第1章 相続

1. 相続の流れ

- (1) 「相続」とは
- (2) 相続の対象
- (3) 相続人の3つの選択権

2. 相続人

- (1) 「相続人」とは
- (2) 相続人の「範囲」と「順位」
- (3) 相続分
- (4) 遺留分

3. 遺産争いの原因

- (1) 新・旧民法の相続制度
- (2) 最近の風潮

第2章 遺言

1. 遺言の効力

- (1) 法を破る
- (2) 遺言を残すタイミング
- (3) 必ず遺言を残すべき事例

2. 遺言の書き方・残し方

- (1) 遺言の方式
- (2) 遺言の種類
- (3) 自筆証書遺言
- (4) 公正証書遺言

行政書士竹内豊への連絡先

第1章 相続

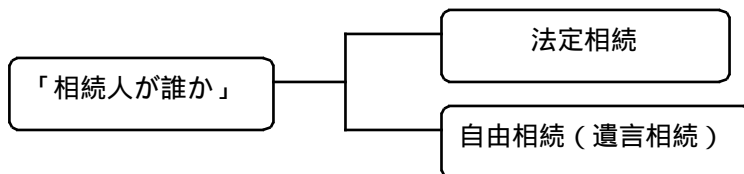
1. 相続の流れ

(1) 「相続」とは

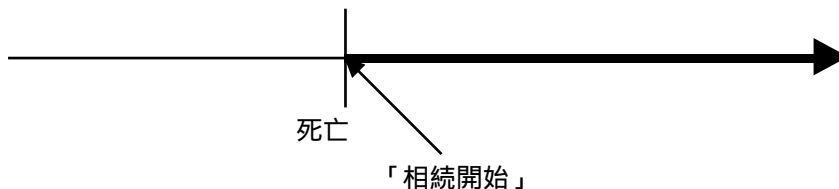
- ・ 亡くなられた人（被相続人^{ひそうぞくにん}）という）の財産を誰かに受け継がせるための制度です。

相続人に誰になるという観点から、法定相続と自由相続（遺言相続）に分けられます。

「法定相続」は法律で相続人をあらかじめ決めておく方法なのに対して、自由相続は被相続人の自由な指定により相続人を定めるというもので、その典型的なものが被相続人の遺言により相続人を定める「遺言相続」とされています。



- ・ 相続は、死亡によって開始します。（民法882条）



(2) 相続の対象

【原則】被相続人の財産に属した一切の権利義務が対象となります。（民法896条）

【例外】被相続人の「一身に専属したもの」は、相続財産からはずされています。

（民法896条但書）

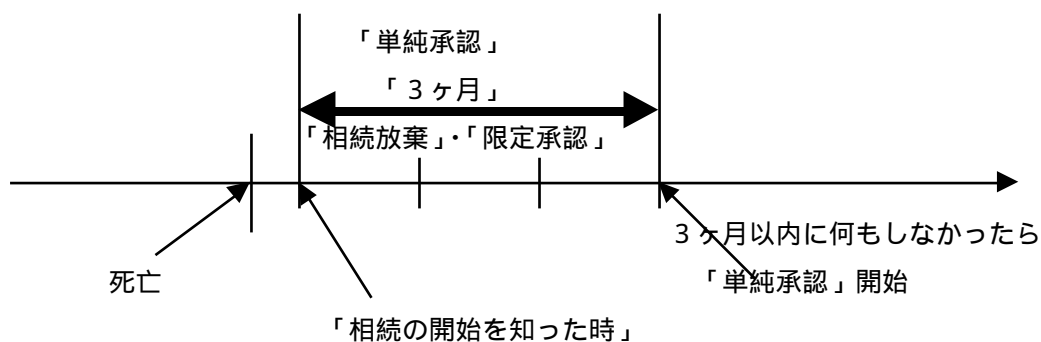
相続財産に { 「含まれる」：不動産、預貯金、株式、有価証券、著作権、工業所有権等
「含まれない」：生命保険金、死亡退職金等

(3) 相続人の3つの選択権

相続が開始すると、何もしない限り、相続人は相続財産を引き継ぎます。

しかし、相続人の意思で引き継ぐことを拒否したり(「相続放棄」) 制限する(「限定承認」) ことができます。

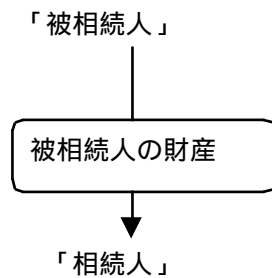
	選択肢	選択肢の内容	一般的な財産内容 + : プラス財産 : マイナス財 産	熟考期間 「相続の開始を知 ってから、・・・」
1	単純承認	財産の他債務も含めて権利 関係の全てを相続します。	+ >	何もしないで3ヶ月が過ぎれば自動 的に単純承認した ことになる。」
2	相続放棄	相続そのものを否定しま す。	> +	3ヶ月以内に、申 立を「家庭裁判 所」へ行う。複数 の相続人のうち、 『単独』でも行え る。
3	限定承認	相続によって得た財産の限 度で債務を弁済する。	+ > ? > + ?	3ヶ月以内に、 『相続人全員が共 同』で家庭裁判所 に申立を行わなけ ればならない。



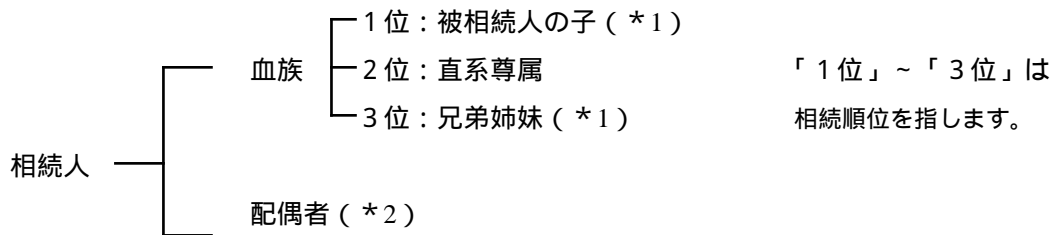
2.相続人

(1)「相続人」とは

死亡した人の財産を誰に帰属させるかについて、法律では、原則として死亡した人と一定の親族関係にあった人に引き継がせるという制度を採用しています。このように法律によって承継者とされる人を「相続人」といいます。



(2) 相続人の「範囲」と「順位」



(*1)「子」、「兄弟姉妹」については「代襲相続」という制度があります。

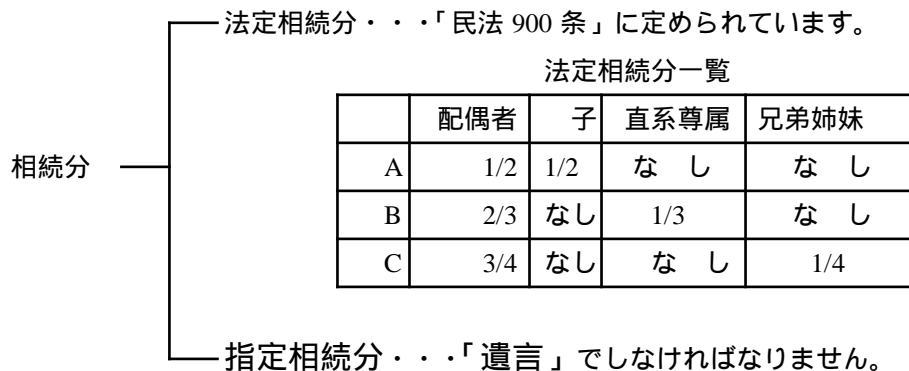
したがって、「孫」、「甥・姪」が相続人になる場合があります。

(*2)「配偶者」は常に血族相続人と同順位で相続人になります。

(3) 相続分

「相続分」とは、被相続人の「遺産の分割割合」のことです。

「相続分」には2通りの方法があります。



(4) 遺留分

遺留分とは、「一定範囲の相続人に保障された最低限度の相続分のこと」です。

但し、相続人の内兄弟姉妹とその代襲者は遺留分を有しません。

「遺言」を残す場合には、遺留分を考慮して書いた方が「争族」を防止できる可能性は高くなります。

3.遺産争いの原因

(1) 新・旧民法の相続制度

新・旧民法	相続制度	内 容
旧民法 明治 31 年 7 月施行	家督相続 ～ 戸主単独相続	戸主たる長男（養子の場合もありうる）が、遺産の全部を取得する代わりに、両親・兄弟の面倒も見るという制度。
新民法 昭和 23 年 1 月施行	共同相続 ～ 諸子均分相続	遺産を平等に取得する代わりに義務も平等に負担するという制度。

(2) 最近の風潮

「権利意識の向上」と「義務意識の低下」という戦後の現象は、「権利は平等に、義務は長男一人に」などといういびつな風潮を生んでしまった。

「血は水より濃い」から「兄弟は他人の始まり」というケースが増大している。

新民法のとおりだと「正直者は馬鹿を見る」ケースが増えている。

このような風潮に立ち向かい、正直者が馬鹿を見ない配分を実施するためには

「遺言」が必要！

第2章 遺言

1. 遺言の特徴

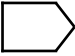
(1) 法を破る

遺言は、自分の財産を思うとおりに残すことができる唯一の手段です。
いわば、「法定相続を破る効果」があります。

(2) 遺言を残すタイミング

「遺言者は、遺言をする時においてその能力を有しなければならない」(民法 963)

遺言者が、「いつ」、「どのような体調のときに」遺言を書いたのか常に問題とされる。

「遺言を書いたとき 遺言者が、」	・老齢であった。 ・重病であった。 ・物忘れが激しかった。		遺言者の「意思能力」について争いを生じる可能性が大。
---------------------	-------------------------------------	--	----------------------------

・遺言は、思い立ったときに書くのが大切です。
・心身の調子が思わしくない時に残した遺言は、「争族」の火種になりかねません。

(3) 必ず遺言を残すべき事例

夫婦の間に子供がいない場合。
息子の嫁に財産を贈りたい場合。
先妻の子と後妻がいる場合。
内縁関係の人がいる場合。
相続人が全くいない場合。 など

2. 遺言の書き方・残し方

(1) 遺言の方式

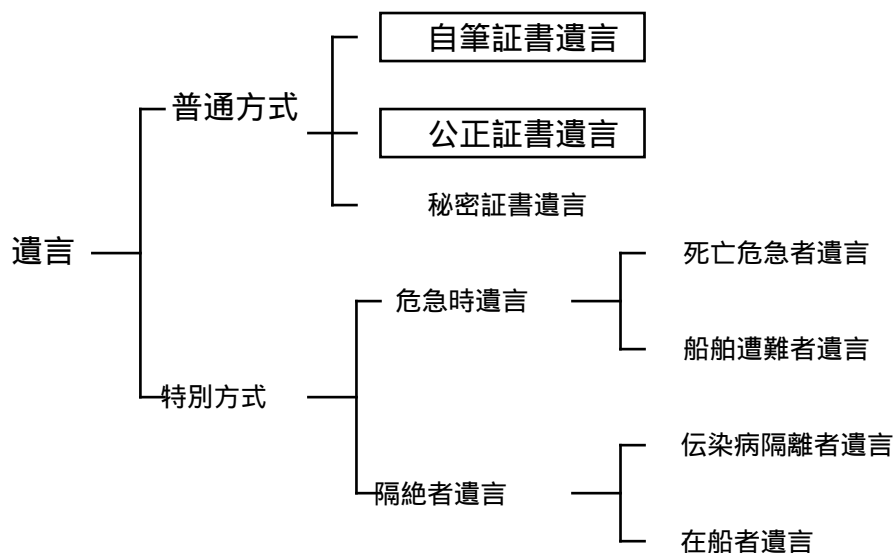
遺言は、遺言者の真意を確保し、同時に後の変造・偽造を防止するために、「厳格な要式行為」が求められています。

しかし、実際は方式の理解不足で残された遺言書が多数ある。そのため方式違反のある遺言をめぐる争いが絶えない。

遺言は、厳格な要式行為が求められている。
誤った書き方の遺言は、火に油を注ぐことになりかねない。

(2) 遺言の種類

普通方式で 3 種類、特別方式で 4 種類の合計 7 種類ある。実際に利用されるのは、「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の 2 つの方式です。



(3) 自筆証書遺言

「お手軽」な分、「リスク」もあるのが自筆証書遺言です。

自筆証書遺言の要式

「遺言者」が、遺言の { 「全文」
「日付」 } を「自書」して、「押印」すること。
「氏名」



遺言をする人が、自分で書く遺言のこと。

「自書」に該当するでしょうか？

タイプライター、ワープロ、パソコンで作成された遺言。

テープレコーダーに吹き込まれた遺言。

遺言者の指示で他人が書き、遺言者が自分の遺言として確認後、署名・押印した遺言。

他人が書いた下書きを遺言者が写した遺言。

手が震えて字が欠けない遺言者の執筆を他人が補助して作成した遺言。

遺言者自筆の遺言書に、相続人に相続させるべき不動産を司法書士のタイプ印字した不動産目録を添付したもの。

「日付」として有効でしょうか？

「日付印」を用いて日付を記載した遺言。

「平成 17 年 8 月吉日」

「私の遺暦の日」

「私の銀婚式の日」

「氏名」として有効でしょうか？

ペンネーム、雅号、芸名、屋号、通称

「押印」として有効でしょうか？

認印

拇印

「体裁」として有効でしょうか？

「契印」のない 2 枚以上の遺言

自筆証書遺言チェックシート・・・自筆証書遺言を書いたら確認して下さい。

(1) 遺言の本文

「全文」を

「日付」は「平成 年 月 日」と

「氏名」は「戸籍名」で

「実印」で押印した。

} 「自分の手で」書いた。

2枚以上になったので、「編綴」して実印で「契印」した。

土地・建物は登記簿謄本のとおりに記載した。

相続人に遺産を残す場合は、「 に を相続させる。」と記載した。

(2) 封筒

表面に「遺言書在中」と記載した。

裏面に「日付」、「氏名」を自書し、「この遺言書を相続開始後遅滞なく家庭裁判所に提出して検認を受けること。」と付記した。

遺言書を封筒に入れて「封印」した。

(3) 加除・訂正

加除・訂正は一切ない。

(「加除・訂正」がある場合は、破棄の後、新たに書き直した方が無難です。)

(3) 公正証書遺言

手間と費用がかかりますが、安心・確実な遺言です。

公正証書遺言とは

公正証書遺言は、遺言者が「公証人」に遺言の主旨を伝え、これを公証人が「公正証書」として作成する遺言です。

「公証人」は、法務大臣によって任命された国家公務員です。

「公正証書」とは、公証人がその権限に基づいて作成する公文書の事です。

作成要件

(1) 「証人」2人以上の立会があること。

- ・ 相続人
 - ・ 受遺者（相続人以外で財産を受け取る人）
 - ・ それらの配偶者、直系血族（親、子、孫）
- } は、証人にはなれない。

(2) 遺言者が遺言の主旨を公証人に「口授」すること。

(3) 公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者と証人に読み聞かせ又は閲覧させる。

(4) 遺言者と証人が筆記の正確なことを承認した上で、各自署名・押印すること。

(5) 公証人が、この証書は上記(1)～(5)までの方式にしたがって作成したものである旨を付記して、これに署名・押印すること。

証拠能力

公正証書遺言は、公文書であるから、成立については完全な証拠力を有します。

保管方法

公正証書遺言は、3通作成されます。

- (1) 原本・・・公証役場で半永久的に保存されます。 偽造・変造・破棄・紛失の恐れがない。
 - (2) 正本
 - (3) 謄本
- } 遺言者本人に渡されます。

* 「遺言検索システム」

平成元年以降に全国の公証役場で作成された公正証書遺言及び秘密証書遺言は、コンピュータ登録されています。

作成の手順

- (1) 公証役場に事前相談する。(数回の打合せは必要)
- (2) 証人2人を手配する。
- (3) 必要書類を整える。・・・公証人から指示があります。

遺言者の実印と印鑑登録証明書
相続人の戸籍謄本、住民票
不動産の登記簿謄本
固定資産税評価証明書 等

- (4) 公証役場で公正証書遺言を作成する。

病気等で遺言者が公証役場に行けない場合は、公証人は「出張」もしてくれます。

公証人に支払う費用

相続財産と遺言の内容によって算出されます。

まとめ

- ・ 公証役場に行って公証人に書いてもらう遺言です。
- ・ 不動産登記簿謄本、印鑑登録証明書などが必要です。
- ・ 遺言は「遺言検索システム」に登録されます。
- ・ 「確実性」は高いが、「費用と手間」がかかります。

行政書士 竹内豊への連絡先

「遺言書を書こう」と思い立った時、「あれっ?」、「おやっ?」と思ったときが相談するタイミングです。お気軽にご相談下さい。

遺言・相続のお問合せは、「遺言・相続専門行政書士 竹内豊」までご相談下さい。

〒105-0001

東京都港区虎ノ門3丁目2番2号 虎ノ門30森ビル3階

電話 03 - 5733 - 3177 (代表)

携帯 090 - 3599 - 1863

メール takeuyuta@vs.miinet.jp

ホームページ <http://www.t-yutaka.com/will/> 「これで安心! 記念日遺言」

行政書士 竹内 豊
たけうち ゆたか

【プロフィール】

昭和40年東京生れ。中央大学法学部卒

平成13年 行政書士を開業

取扱業務：遺言・相続に関する一切の業務

この冊子の著作権は、行政書士竹内豊に帰属しています。この冊子の無断複写(コピー)は著作権法上での例外を除き、禁止されています。